

高齢者の消費者被害を

家族や周囲の見守りで防ぎましょう

《事例》

一人暮らしをする母が「生活費が足りない」と相談してきた。



家に様子を見に行くと、使っていない布団が大量にあった。長期間にわたって契約していたようで、今までに数百万円も支払っていた。

高齢者が長期間にわたって大量の商品を購入させられ、周囲の人が気付いた時には、すでに高額な商品代金の支払い後だったというケースが見られます。

高齢者は日中自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売の対象になりやすいという特徴があります。高齢者は一般的に「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を抱えていると言われていいます。悪質な業者は言葉巧みにこれらの不安に

つけこみ、時には強引に勧誘して契約を結ばせます。また、販売員と長期間かかわりを持つことで親しい関係性が築かれ、断りにくい心理に陥ったり、自分が被害に遭っているという自覚がなく、周囲の人に相談しないという特徴もあります。

高齢者の消費者被害を防ぐには次の点に留意した家族や周囲の人の見守りや声かけが大切です。

- ◆ 家に見慣れないものが増えていないか
- ◆ 不審な電話のやりとりをしていないか
- ◆ 不審な契約書や名刺などが
ないか
- ◆ 定期的にごどこかにお金を
支払ったり、生活費が不足
する様子がないか



少しでも気になることがあれば、早めに消費生活センターにご相談ください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)

TEL (36) 5566・FAX (36) 5553 消費者ホットライン

いやや

188



トクある防災

Vol.1 備蓄品編



地震や台風(ゲリラ豪雨)、竜巻など、私たちが襲う災害などから我が身や家族を守るためにも、イザ!という時のために重要になってくるのが普段からの『そなえ』です。このコーナーでは、近江八幡市消防団がもしもの時に役に立つ情報や、手軽に取り組めるヒントなどを紹介します。

今回は各家庭で備えてほしい「非常用持ち出しリスト」です。非常持ち出し品は欲張りすぎず、男性で15kg、女性で10kg程度までにまとめましょう。

※この情報は「近江八幡市避難誘導マニュアル指針」を参考にしています。

問 近江八幡市消防団 OFL 分団
(危機管理課内)

TEL (33) 4192・FAX (33) 4193

もしものためのいつもの備え(一覧)

水, 非常食, 補助栄養食品

水(最低1日2リットル×1本×家族分)、非常食、補助栄養食品(チョコレート、あめなど)。

携帯ラジオ

停電したときの情報収集に。



救急セット

災害時は薬品が不足します。各家庭で準備を。

LED ランタン(懐中電灯)

停電後の自宅や避難所、仮設トイレなどでの補助照明用に。

リュックサック

防災グッズを詰める。非常持ち出し袋として、両手が空くように。

通帳・印鑑・カード

通帳と印鑑はすぐに持ち出せるように。

ポリ袋(大中小各50枚程度)

応急手当、水の運搬、調理など多用途に使える。

乾電池

携帯ラジオ、懐中電灯などの予備電源として。

ウエットティッシュ

水道が止まったときに、歯磨き用やお箸の洗浄など。



簡易トイレ(トイレットペーパー・ティッシュ)

1人1日5回分位×家族分。被災した時、トイレ問題は切実。多めの準備を。

着替え(下着・靴下など)

避難時などで汚れた場合のために。



現金

お札だけでなく小銭も。公衆電話用に準備を。

その他に、運動靴・ヘッドライト(夜間の救助活動などに有効)・皮手袋(ガラス片などのケガ防止に)・ブルーシート・ロープ(避難所に入れず屋外でテントを作る際などに有効)・携帯電話・ヘルメット・お薬手帳なども備えていると便利です。

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談 電予	15日(水) (受付 7日(火)午前8時30分～) 30日(木) (受付 21日(火)午前8時30分～) 午後1時30分～4時30分、先着6人	市役所2階A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 FAX(36)5553 ※相談は年度内に1回、ひとり30分
司法書士相談 電予	22日(水) (受付 14日(火)午前8時30分～) 午後1時30分～4時30分、先着6人		
行政相談	9日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階C会議室	人権・市民生活課
人権相談	9日(木)・23日(木) 午後1時～4時	市役所2階A会議室	TEL(36)5881・FAX(36)5553
職業相談	14日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課
	14日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	TEL(36)5517・FAX(46)5320
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	24日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 予	4月6日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	5月11日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
農業相談	5月1日(金) 午前9時30分～11時30分	総合支所消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520
男性介護者のつどい	20日(月) 午後1時30分～3時 *高齢のご家族を介護されている男性対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談 (市内在住の幼児・小・中 小学生とその保護者対象)	月～金曜 午前9時～午後4時30分	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	4月17日(金)・5月15日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	4月2日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く)午前8時30分～午後5時		
退職男性のための 地域活動相談	13日(月)、27日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	28日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター TEL(46)3141(内線345)
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	24日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫八幡西出張所	県行政書士会湖東支部(野澤事務所) TEL(33)3711・FAX077(502)2197
税務相談	4月2日(木)・5月14日(木)午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
無料健康相談	6日(月)・14日(火)・22日(水)・30日(木) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725

毎月1日は人権を考える日 ◆ポスター・絵手紙部門

「近江八幡市人権啓発カレンダー2020」から作品を紹介します。



◀ 桐原小学校
ゆうき 加藤優絆さん



◀ 岡山小学校
まほろ 山村真幌さん